99　法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三十三　略］

三十四　国民健康保険法第七十六条第一項若しくは第二項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［三十五～四十七　略］

［100～170　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～12　略］

13　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［五～十　略］

［14～35　略］

36　法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

99　法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三十三　同上］

三十四　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［三十五～四十七　同上］

［100～170　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～12　同上］

13　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［五～十　同上］

［14～35　同上］

36　法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

六　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［七　略］

［37～53　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～11　略］

12　法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［五～十　略］

［13～34　略］

35　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［七　略］

［36～52　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［七　同上］

［37～53　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～11　同上］

12　法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［五～十　同上］

［13～34　同上］

35　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

六　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［七　同上］

［36～52　同上］

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。